

田野町新型コロナウイルス感染症拡大にかかる漁業者支援金交付要綱

(目的)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている地域の漁業者（以下「支援事業者」という。）に対し、船舶用燃料及び船舶用エンジンオイル購入費の一部補助をすることにより、本町の漁業の生産性の向上、漁業経営の安定化を図り事業の継続を図ることを目的として、予算の範囲内において支援金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
漁業者 田野町内に住所を有する者で、漁業を営む個人又は法人をいう。

(支援対象経費等)

第3条 支援対象経費及び支援金額等は、別表1のとおりとする。

(支援金の交付の申請)

第4条 支援事業者は、支援金の交付を申請しようとするときは、田野町新型コロナウイルス感染症拡大にかかる漁業者支援金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(支援金の決定および通知)

第5条 町長は、前条の規定による支援金の交付の申請が適当であると認めるときは、田野町新型コロナウイルス感染症拡大にかかる漁業者支援金交付決定通知書（第2号様式）により通知を行い、これをもって支援金の支払いを行うこととする。ただし、当該申請をした者が、別表2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 交付の対象者と認められない場合には、田野町新型コロナウイルス感染症拡大にかかる漁業者支援金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知する。

(支援金の返還等)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) 支援事業者が虚偽又は不正の申請により、支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援事業者が支援金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 支援事業の実施が著しく不相当と認められたとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表1（第3条関係）

事業者区分	支援対象経費	支援金額
漁業者	昨年中における、漁業活動で使用した船舶用燃料費・船舶用エンジンオイルの購入費	左記経費の2分の1以内とし、上限は500,000円とする。 ※1,000円未満の端数は切り捨て

別表2（第5条関係）

- 1 暴力団（田野町暴力団排除条例（平成23年条例第1号。以下「町暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 4 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 5 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 6 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 7 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 8 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 9 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。